入　 　 札 　　書

\ 　　　　　　　　　　　　　（消費税及び地方消費税を含む。）

　**【月額】**

(1)×(2)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 数量 | 種　別 | 想定コピー枚数 | 単価（円） | 金額（円） |
|  | 一式 | リース料 | 　　月額(1) | ―(2) |  |
| 複写料（モノクロ） | 630枚／月(3) |  | (3)×(4) |
| 複写料（カラー） | 950枚／月 | (4) |  |
| 小　計 | ― | ― |  |
| 消費税 | ― | ― |  |
| **合　計** | ― | ― |  |
| 注１　品名は、機種提案書にて提示した機種名を記入すること。注２　入札金額は、月額であり、次の①及び②の二つの額を合計した金額を記入すること（消費税及び地方消費税を含めた額）。　また、金額は、1円未満は切り捨てること。単価は小数点以下第２位まで記載すること。* 1. 複合機の賃貸借料金（複合機の搬入、設定に要する経費も全て含めた額）。
	2. 複写料金は、保守料並びに次のモノクロ複写及びカラー複写の額を加えた料金。

・モノクロ複写に係る１か月当たりのそれぞれの想定コピー枚数に、片面1枚当たりの単価を乗じた額。・カラー複写に係る１か月当たりのそれぞれの想定コピー枚数に、片面1枚当たりの単価を乗じた額。注３　単価契約であるので、契約は「単価（円）」欄の額で行う。 |
| 上記のとおり、一般財団法人広島県環境保全公社財務規則、広島県契約規則及び広島県会計規則を承諾の上入札します。一般財団法人広島県環境保全公社理事長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日所　 在　 地商号又は名称代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　（代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

入札条件

１　入札しようとする者は、所定の入札書を所定の競争執行の場所及び日時までに提出しなければならない。公社が必要と認めて入札をしようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

２　入札しようとする者は、入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

３　入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、若しくは変更し、又は当該入札書に係る入札を取り消すことはできない。

４　入札は単価契約の場合を除いて入札書の首標金額欄に記載する総額について落札を決定する。

５　次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2)　入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

(3)　入札に関する条件に違反したとき。

(4)　入札者が２以上の入札をしたとき。

(5)　他人の代理を兼ね、１又は２人以上を代理して入札をしたとき。

(6)　入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

(7)　入札保証金の額が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

(8)　入札書に記名押印のない入札又は必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(9)　再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。

(10)　指名競争入札の場合においてその入札が１であるとき。

６　前記各事項のほかは、広島県契約規則（昭和３９年広島県規則第３２号）．広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年広島県規則第９９号）及び広島県会計規則（昭和３９年広島県規則第２９号）による。

禁止事項

１　入札執行中は、入札執行者が特に、必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁ずる。

２　入札執行中は、入札者の私語放言を禁ずる。

３　入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずる。